

その資産、特例対象かもしれません！

ある一定の要件を満たした場合、特例が適用され固定資産税が減額になります。特例対象資産をお持ちの方は、償却資産申告書・種類別明細書とともに、次の提出書類を添付して申告してください。

特例対象資産の主な例

1 中小企業等経営強化法にかかる特例（地方税法附則第15条45項）

1) 対象者：資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く。）

2) 対象設備：投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された以下の設備

設備種類	取得金額
機械装置	160万円以上
測定工具及び検査工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備（家屋と一体となって効果を果たすものを除く。）	60万円以上

3) その他要件：生産、販売活動等の用に直接供するもの／中古資産でないこと

4) 取得期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日に新規取得したもの

5) 提出書類：以下のとおり（※①②③④はすべて**写し**でご提出ください。）

<賃上げ表明無し>

特例計算届書、①計画認定書、②計画申請書、③投資計画の事前確認書

<賃上げ表明有り>

特例計算届書、①②③に加えて、④従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面



6) 特例内容：

取得時期	適用期間	対象資産の課税標準額
<賃上げ表明無し> 令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
<賃上げ表明有り> 令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1（3分の2軽減）
<賃上げ表明有り> 令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1（3分の2軽減）

※先端設備等導入計画の申請・認定については、生活環境部産業振興課（042-335-4142）へお問合せください。

※償却の特例については、市民部資産税課償却資産係（042-335-4447）へお問合せください。

2 再生可能エネルギーに係る特例（地方税法附則第15条第25項）

- 1) 対象資産：再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（特定再生可能エネルギー発電設備）
- 2) 取得時期：令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得されたもの
- 3) 特例内容：次のとおり



<太陽光発電>

提出書類：特例計算届書、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したことが分かるもの（補助金決定通知書の写しなど）

発電出力	根拠条例	特例内容
1,000kW未満	市税条例付則第8条の2第2項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
1,000kW以上	市税条例付則第8条の2第6項	3年間、該当資産の課税標準額が12分の7

<風力発電>

提出書類：特例計算届書、固定価格買取制度の認定を受けていることが分かるもの

発電出力	根拠条例	特例内容
20kW未満	市税条例付則第8条の2第7項	3年間、該当資産の課税標準額が4分の3
20kW以上	市税条例付則第8条の2第3項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2

<水力・地熱・バイオマス>

提出書類：特例計算届書、固定価格買取制度の認定を受けていることが分かるもの

種類	発電出力	根拠条例	特例内容
水力発電	5,000kW未満	市税条例付則第8条の2第9項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
	5,000kW以上	市税条例付則第8条の2第8項	3年間、該当資産の課税標準額が4分の3
地熱発電	1,000kW未満	市税条例付則第8条の2第4項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2
	1,000kW以上	市税条例付則第8条の2第10項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
バイオマス発電	1万kW未満	市税条例付則第8条の2第11項	3年間、該当資産の課税標準額が2分の1
	1万kW以上 2万kW未満	市税条例付則第8条の2第5項	3年間、該当資産の課税標準額が3分の2

特例計算届書は府中市のホームページからダウンロードできます。郵送も可能ですので、ご希望の際はご連絡ください。



【問合せ先】

府中市市民部資産税課償却資産係

電話：042-335-4447